

コモンズの管理者はだれか？：
沖縄本島の赤土流出問題をめぐる多様なアクターの正当性

野 波 寛
加 藤 潤 三
中 谷 内 一 也

2

[原著論文]

コモンズの管理者はだれか？：沖縄本島の赤土流出問題をめぐる多様なアクターの正当性¹⁾

野波 寛 (関西学院大学)

加藤 潤三 (琉球大学)

中谷内 一也 (同志社大学)

Who are the managers of the commons? Legitimacy of actors in the red clay flow problem in Okinawa

Hiroshi NONAMI (*Kwansei Gakuin University*)

Junzo KATO (*University of the Ryukyus*)

Kazuya NAKAYACHI (*Doshisha University*)

The present research investigated the legitimacy of actors that participate in managing natural resources as commons, and the determinants of their legitimacy. Legitimacy was defined as the approvability of the rights of others and the self, to participate in the management of the commons. Traits that actors expected of managers were highlighted as the determinants of legitimacy. We examined the effects of three traits: expertise, partyship, and locality. A questionnaire survey targeted three actors—farmers, fishermen, and other workers—involved in the red clay flow problem that has damaged the local sea in Ginoza village, in Okinawa. As a result, the legitimacy of farmers and fishermen was higher than that of civil servants. Results also indicated that the parties to the problem were more favored as managers than the experts, and that the actors favored local community members as managers over experts. Furthermore, the favored traits of managers as determinants of legitimacy were inconsistent among the actors. These suggested that the subjective locations of actors in participating in the control of the red clay flow were different from each other. The contributions of these findings to the expansion of social governance in managing the commons are discussed.

Key words: legitimacy, commons, favorite traits of managers, social governance, natural resources
キーワード：正当性、コモンズ、選択的管理者属性、社会的ガバナンス、自然財

問 題

本研究では、共有財（コモンズ）の管理に参与する多様なアクターの正当性と、その規定因について検討する。

わが国では近年、海・川・森などコモンズとしての自然財にかかわるアクター間での葛藤の激化という形で、

これらを誰がどのように管理すべきかの社会的合意を問う声が高まっている。その例は、新石垣島空港建設における漁業従事者・住民・行政の間で生じた漁業権の所在をめぐる紛争や（熊本，1999）、長良川河口堰の問題で漁業協同組合・流域住民・行政の間に発生した河川管理の決定をめぐる紛糾（長良川河口せきに反対する市民の会，1991）などである。国外でも、アボリジニーの環境権をめぐるオーストラリアの運動（細川，2005）、ケニアにおける100年前の土地利用契約の有効性をめぐる白人入植者と先住民との紛争（松田，2005）などが挙げられる。

これらの事例は、コモンズの利用や管理を誰がどのようにおこなうべきかの合意がアクター間でなされておらず、さらに言えば、誰がコモンズを管理するかを誰がどのように決定するかといったルールが社会的に未確立であることからもたらされた混乱である。神野(2004)に

1) 本研究では調査の実施にあたって、阪井暖子氏（NPO地域協働クリエイティブスタディチーム）、湧川直樹氏（沖縄環境分析センター）、大濱 徹氏（同）、田代 豊氏（同）、高根博樹氏（沖縄国際大学）、伊芸幸雄氏（宜野座環境じんぶん会）、仲栄貞盛昌氏（宜野座村漁業協同組合）、仲宗根 徳氏（同）、その他沖縄県および宜野座村の自治体関係者からも多大な協力を得た（各氏の所属は調査実施当時）。深く感謝の意を表する。なお本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(C)）およびクリタ水・環境科学振興財団の助成を受けた。

よれば、近年のわが国では政府・自治体などの機能縮小と民間への機能委譲が進められた結果、行政による一元的な統治 (government) に委ねられていた公共的な政策決定やサービス供給が、企業や NGO など多様なアクターからなる市民の共同統治 (governance) へと移行し始めている。多様な市民による社会の共同統治のシステムを、社会的ガバナンス (social governance) という (神野, 2004)。このような社会的ガバナンスの進展は、自然財をはじめとするさまざまなコモンズ、およびそれらのコモンズを適正管理する制度の決定・運用に際しても、それらを一元的に統治していた行政のほかに、多様なアクターの参入をまねく。このときに、どのようなアクターの参入を許すか、どのアクターをコモンズの管理者と承認するか、さらに、そうした決定を誰がどのようにおこなうかといった事項に関して、アクター間での社会的合意が問われる。すなわち、コモンズを誰が管理するかの合意形成における上記のような混乱の発生は、人々が行政の一元的管理を脱して社会的ガバナンスによるコモンズの管理を目指す過程において、不可避的なものであろう。コモンズ管理への参入者や管理者の承認を規定する要因の検討は、こうした混乱を収束させ、広範な社会的ガバナンスの発展に寄与すると期待できる。

本研究では、コモンズ管理に関する社会的合意の規定要因として、アクター間での正当性評価に着目する。正当性 (legitimacy) とは、社会心理学のみならず、社会学や政治学、哲学まで社会科学全般で語られ、その定義も多様である (Zelditch, 2001)。たとえば政治学では、'統治する政治システムに対する、統治される人々による承認・受容・支持' という定義がある (Stewart, Carmichael, & Sweeting, 2004)。この場合、行政による政治的目標の決定や達成に対する市民からの同意が、正当性となる。モラル論から正当性を検討した Kelman (2001) は、正当化 (legitimization) または非正当化 (delegitimization) について、人々がモラル的な受容可能性の点から、個人・集団・行動・社会システムなどを受容ないし拒否のカテゴリーに分類する承認過程と定義する。これにもとづき、Jost, Burgess, & Moso (2001) は社会心理学な観点から、優位集団・劣位集団を含む既存の社会システムを受容する認知過程を正当化ととらえ、システム正当化理論 (system justification theory) を展開した。また Hornsey, Spears, Cremers, & Hogg (2003) は社会的アイデンティティ理論に従い、集団間におけるステータスの格差が公正 (justice) や公平 (equity) の価値にどれほど一致するかという認知を、認知的正当性 (perceived legitimacy) と位置づけた。Hornsey *et al.* (2003) によれば、優位集団および劣位集団のメンバーは集団ステータスに関する非正当性 (illegitimacy) を認知することで、既存のステータス構造に対

する新たな選択肢への注意を喚起され、これによって集団間コンフリクトが高まるという。いずれにせよ、これらの社会心理学的な研究における正当性とは、人々が既存の集団間関係や集団のステータスを受容する主観的な可能性として定義されるだろう。

一方、宮内 (2006) は環境社会学的な観点から、正当性を 'ある環境について、誰がどんな価値のもとに、あるいはどんなしくみのもとに、かかわり、管理していくか、ということについての社会的認知・承認' と定義した。この定義は、集団間関係における個人の主観的評価によって正当性をとらえた社会心理学的研究に対し、コモンズの利用者や管理者の承認可能性について人々に共有された社会的合意を、正当性と見なすものである。

本研究では、コモンズ管理への参入者や管理者の承認にかかわる要因を検討する目的上、コモンズ管理へ参入する自他の権利に対して、個々人が何らかの価値・目的・根拠のもとにおこなう承認を、正当性と定義する。宮内 (2006) は、誰をコモンズ管理者として承認するかで、アクター間に成立した社会的合意を正当性と位置づけているが、これに対して本研究での正当性の定義は、自己および他者がコモンズの管理に参与する権利への承認可能性に向けられた主観的な評価である。どのようなアクターにどんな価値・根拠からコモンズ管理へ参与する権利を承認するか、アクター間でこれが一致しない場合、コモンズ管理者の承認に関する合意形成は困難になるだろう。すなわち、本研究で定義した個々人の主観的評価としての正当性は、誰がコモンズ管理に参与するかについての社会的合意の前提となる。先述の Jost *et al.* (2001) や Hornsey *et al.* (2003) と同様、本研究では個人の主観的評価の側面から正当性をとらえる²⁾。

コモンズの利用や管理にかかわる権利をどのような根拠から誰に承認するかという評価は、利害の異なる複数のアクターがコモンズにかかわる場合、相互で異なったものになるだろう。たとえば大沼・中谷内 (2003) は、河川管理の公共事業に対して関与が低い一般市民を対象に調査をおこなった。一般市民は自らを含め、農業関係者・漁業関係者・自然保護団体・行政機関・専門家などに対し、事業の可否を決定するメンバーに入るべきとの判断、ならびに専門性と公正性に関して、アクターごとに異なる評価をおこなっていた (大沼・中谷内, 2003)。

2) たとえば、A、B、Cの三つのアクターの間で、①ABCともAにのみコモンズを管理する権利を承認した状態では、ABCすべてでAの正当性のみが成立し、BCの正当性はABCいずれでも成立しない (結果として、Aを管理者とすることでABCに合意が成立する)。②ABCとも自己の権利のみ承認した状態では、ABCすべてで自己の正当性のみが成立する (合意は成立しない)。

政策決定のメンバーに入るべきという前者の評価は、本研究で定義した正当性と共通する。したがって大沼・中谷内(2003)の知見は、公共政策の決定過程で一つのアクターが他のアクターに向ける正当性の評価には量的な差異があり、さらに正当性の評価が各アクターの専門性および公正性と関連することを示唆している。また Häikiö (2007) は、フィンランドの都市で環境政策の策定にかかわった一般市民・地方政治家・環境部門の行政職員・管理部門の行政職員にインタビュー調査をおこない、これらのアクターが政策の策定に参入する正当性の相互評価について、専門性・代表性・公益性という三つの側面から調べている。これによると、たとえば一般市民と環境部門の行政職員は自らの専門性を高く評価するが、管理部門の行政職員と政治家は彼らの専門性を低くとらえており、あるいは政治家が選挙で選ばれた自己の代表性を肯定するように一般市民は特定の意見やライフステージに立つ人々の代表として自らを評価する、といった結果が示されている。アクター間で、公共政策の策定に参入する自他の権利や、その根拠となるそれぞれの専門性あるいは公正性の評価が、相互に一致しないことが示される。

本研究では、コモنز管理の参入者や管理者の正当性に対する規定因として、個々のアクターが専門性などいくつかの評価次元にもとづいて管理者に期待する属性の選択的評価からなる、選択的管理者属性 (favorite traits of managers) を提唱する。コモنزに対して利害や関与の異なる複数のアクターは、各自にとっての望ましい参入者や管理者として、それぞれ異なる属性を自他に希求するだろう。各アクターが望む属性における差異は、具体的にどのような属性を備えたアクターを正当な参入者や管理者として承認するかという、正当性の差異につながると思われる。たとえば、あるアクターが管理者に専門性を望む一方で、他のアクターは専門性よりも公正性をもった管理者を正当と見なす事態では、管理者の決定についての合意は困難になるだろう。すなわち、選択的管理者属性の差異は、正当な参入者や管理者の決定に関する合意形成の阻害要因になりうる。

このような選択的管理者属性として、大沼・中谷内(2003)と Häikiö (2007) が取り上げた専門性のほか、本研究では環境社会学における報告をもとに、当事者性と地域性 (赤嶺, 2006; 矢野, 2006) の3要因に焦点をあてる。まず専門性とは、専門的な情報や技術をもつ人々がコモنزの管理をおこなうべきという評価である。当事者性とはコモنزに直接かかわって利害関係にある当事者が管理すべきとの評価、さらに地域性とは、コモنزを内包する地域全体での管理が正しいという評価である。

以上のように、本研究では個々のアクターがコモنز

管理に参与する正当性の規定因として、3種の選択的管理者属性を提起する。これらが正当性に及ぼす影響について、利害の異なるアクターごとに探索的に検討することが、本研究の主な目的である。

本研究の対象者：予備調査による知見³⁾

本研究の調査対象者は、赤土流出問題をめぐる沖縄県国頭郡宜野座村の関係者である。以下、沖縄県における赤土流出問題と、宜野座村の現況を概要的に述べる。

沖縄県ではイノーと呼ばれる沿岸の浅い海 (ラグーン) は、魚類やサンゴ類の涵養に不可欠で、沿岸漁業や観光業の重要な資源である。沖縄本島では1970年ごろより、降雨によって裸地からイノーへ流出した土壌 (赤土) がサンゴ類に損害を及ぼす問題が深刻化した。従来の主な赤土流出源は、開発事業、農耕地、米軍基地とされていた (大見謝, 1997)。しかし沖縄県による「赤土等流出防止条例」の施行 (1995年) で開発事業に一定の規制が加えられて以来、赤土流出量は条例施行前の40万t (1993年) から18万t (2000年) へ減少する。その一方、条例の規制対象外となった既存農耕地と米軍基地からの赤土流出量は減少せず、特に農耕地からの流出量は全体の約70%を占めるとされる (沖縄タイムス, 2000年10月17日付)。耕地部分への敷草や耕地辺縁部の植樹などが有効な防止策だが、これらは個々の農業従事者の自発的な行動に任せられ、自治体の補助などほとんどなされない。

沖縄県で海洋資源に依存する層は、漁業従事者と観光業従事者であろう。特に、沿岸漁業 (主にモズクなどの養殖漁業) の従事者に対する赤土流出の影響は大きい。しかし沖縄県の産業構造では、農業・漁業を含む第1次産業が県内総生産の1.9%であるのに対し、観光業を含む第3次産業 (一般従事者) は89.5%に達する (沖縄県企画部, 2007)⁴⁾。

以上より、赤土流出問題においては、産業構造上の少

3) 沖縄県および宜野座村の赤土流出問題の社会構造については、野波・加藤・中谷内(2008)および中谷内・野波・加藤 (印刷中) が詳細に記載している。

4) 平成18年度統計では、沖縄県の県内総生産額 (生産側、名目) は38,351億円 (控除前) で、うちわけは第1次産業694億円 (1.8%)、第2次産業4,352億円 (11.3%)、第3次産業33,304億円 (86.8%) である。第3次産業のうち、サービス業 (医療福祉、教育学習支援業、飲食店宿泊業、複合サービス業など) は11,108億円 (同29.0%) で最大であり、県内総生産額全体の3割を占める。サービス業の中で観光にかかわる範囲を明確にすることは統計上からも困難だが、直接、間接に観光に関与するサービス業は多岐にわたると推測され、サービス業全体による上記の生産額の大きさから見て、沖縄県における観光業の重要性が指摘できる。

少数者層である農業従事者が、同じく少数者層である漁業従事者に被害を及ぼす一方で、問題解決のキャストイングボードをにぎる多数者層である一般従事者は現在のところ直接的な利害をあまりもたないという構造が見えてくる。この構造は、漁業や観光業など多様な職業に従事する人々にとっての共有資源であるイノーをめぐって生じた、コモンズ・ジレンマの1種である(家中, 1998)。厳密には、立場の異なるアクター間でコモンズの利用にともなう受益と受苦の相対的な格差が維持され、しかし長期的にはコモンズの減衰が連続的にアクター全体へ損失をもたらすという、加害型ジレンマ(工場排水型)ないし格差自損型ジレンマから自己回帰型ジレンマ(共有地型)への変移途上にあると言える(船橋, 1998)。以上をまとめ本研究では、沖縄県の赤土流出問題を、(1)農業従事者(産業構造上の少数者層、農地から赤土が流出)、(2)漁業従事者(産業構造上の少数者層、赤土被害を最も受けやすい)、(3)一般従事者(産業構造上の多数者層、赤土とのかわりは低い)という三つのアクターと、その調整者としての行政からなる社会的問題として構造化した。

本研究がフィールドとした宜野座村では、沖縄県による1995年の条例制定に先立ち、1982年に村で独自の「赤土等防止条例」を定め、赤土流出問題へいち早く取り組んでいた。ただし実際にはこの条例が村内の住民に周知されていないなど、問題解決にあまり実効を發揮していない状況であった。2005年度版国勢調査によれば、宜野座村における第1次産業従事者は421名で、村内全産業従事者2,325名の18.1%を占める(そのうち、農業従事者360名で同15.5%、漁業従事者は59名で同2.5%)。漁業の支柱はモズク養殖を中心とした養殖漁業であり、児童などにモズク養殖への馴染みを深める目的から、村内の漁業協同組合主催でモズク祭りを開催していた。しかし2005年と2006年の2年連続で、養殖モズクは赤土流出の被害を受け、モズク祭りはいずれも中止されている。

こうした背景から宜野座村の漁業協同組合は、赤土流出の防止を繰り返し村の行政へ要請していた⁵⁾。2006年3月、村内の商工業・漁業・農業・行政にたざさわる17名が「宜野座環境じんぶん会」というボランティア組織を立ち上げる。この組織は、宜野座村の農耕地地辺縁部に赤土流出を防ぐ草木を植える植樹祭を主催するなど、村内の赤土流出問題の解決に向けて一定の活動をおこなった。植樹祭には漁業従事者や一般の人々のほか、

行政の職員も参加しており、行政を含む多様なアクターが赤土流出問題の解決へ参入したことになる。コモンズとしてのイノーの主要な管理主体として、漁業従事者のほかに行政と一般の人々の参入が見られた点で、これを社会的ガバナンスの萌芽と見ることもできる。

以上より本研究では、農業従事者・漁業従事者・一般従事者という三つのアクターを設定し、行政とともにこれらが赤土流出問題の解決へ参入する権利の正当性に関する相互評価と、その規定因としての専門性・当事者性・地域性について、検討を加える⁶⁾。

方 法

調査対象者の抽出と分類

宜野座村の全地域(5,278人、1,804世帯)から、村内各地区の人口に応じた層別2段階無作為抽出により、選挙人名簿にもとづいて20歳以上の住民497名を抽出した。これを無作為抽出層の調査対象者とし、調査票を郵送したのち2週間の回答期間において、同じく郵送で回答の返送を求めた。個人単位の抽出なので同一世帯に複数の調査票を郵送したケースもあるが、その場合でも途中で回答者を変えることなく、同一個人が最初から最後まで回答をおこなう旨を強調して、回答依頼をおこなった。この結果、宛所不明(12名)・回答不備(1名)を除き、234名から回答が得られた(有効回収率47.1%)。

これと並行して、漁業従事者層の回答を得るため、宜野座村漁業協同組合の組合員を対象とした調査を実施した。調査当時での宜野座村漁協の正組合員数は118名だが、組合長との面談をもとに配布可能な部数を100部と判断して、調査票100部を組合長へ一括送付し、組合員への回答を依頼した。無作為抽出層と同様、回答は個々の組合員が郵送で返送した。これを漁業組合層とし、回答不備(2名)を除いて72名から回答が得られた(有効回収率72.0%)。

以上より、無作為抽出層と漁業組合層を合計して、306名から有効回答を得た(最終有効回収率52.3%)。有効回答のうち、男性は170名(55.6%)、女性は119名(38.9%)であり、17名(5.5%)は性別不明(無回答)

5) 2005年から2006年にかけて、宜野座村の漁業従事者は村長や村会議員、行政職員らに赤土流出の現場を見せたり、漁業協同組合の役員が役場で行政職員と交渉したりといった活動をおこなっている(筆者らのインタビュー調査による)。

6) 井上(2001)は、国家レベルないし地方政府レベルの管理がなされる非所有資源をグローバル・コモンズ、小規模な地域社会レベルで管理される地域共有資源をローカル・コモンズと分類した。沖縄県のイノーは、生態系として見れば地球規模でのグローバル・コモンズであるとともに、沖縄県という地方政府の資源でもあり、よりミクロ的には宜野座村のような地域社会にとつてのローカル・コモンズである。こうした重層的な位置づけを踏まえて、本研究ではイノーを、宜野座村の住民による共同利用が成り立つローカル・コモンズと見なす。

となった。なお、この二つの層に配布した調査票は、表紙に記載した対象者向けの挨拶文が若干異なる以外、質問項目は同一である。

職業分布をもとに三つのアクターを分類するため、有効回答へ以下の操作を加えた。まず職業不明（無回答）とした14名を分析から除外し、さらに厳密な分析を期すため「行政関係者」19名も同様に除外した。最終的に決定された273名のうち、無作為抽出層（207名）での一般従業者は147名（71.0%）であり、漁業組合層（66名）では24名（36.4%）であった。一方、無作為抽出層における漁業従業者は6名のみだったが、漁業組合層での漁業従業者は39名（59.1%）となった。以上のような職業カテゴリーへの回答をもとに、有効回答273名を、(1)「(専業・兼業を含む)農業従業者」57名（20.9%）、(2)「漁業従業者」45名（16.5%）、(3)「一般従業者」171名（62.6%）という3群に分類した。なお「一般従業者」は、「常勤の会社員・自営業」（77名）、「パート・アルバイト・派遣・内職など」（27名）、「専業主婦・主夫・家事手伝い」（21名）、「学生・その他」（16名）、および「無職」（30名）のカテゴリーを含んでいる。

従属変数

調査票では、冒頭で沖縄県の赤土流出問題とそれに対する宜野座村での取り組みについて、それぞれ400字程度で概略を説明したのち（中谷内ほか、印刷中；野波・加藤・中谷内、2008）、赤土流出問題に関する意見や、これにかかわる農業従業者・漁業従業者・一般従業者の三つのアクターと行政に対する評価をたずねた。本研究で取り上げる項目は、以下のとおりである。

共有性評価・危機認知・愛着 本研究における重要な前提として、地域社会の人々がイノーをコモンズとして位置づけていることを確認する必要がある。このため、「漁業でも農業でもその他の業種でも、村の人はみんなイノーから恩恵や利益を得ている」という1項目で、コモンズの共有性評価についてチェックした。また、赤土流出問題の危機認知に関して、「このまま赤土流出が続くと、村全体の経済に深刻な影響をもたらされるだろう」という1項目で測定した。さらに、コモンズとしてのイノーに対する個人的な愛着を、「宜野座村の海に、愛着をもっている」という1項目で測定した。

正当性評価 農業従業者・漁業従業者・一般従業者の三つのアクターに加えて、行政職員が赤土流出問題の解決に参与する正当性の評価を測定した。まず農業従業者の参与の正当性については、「農業の方々が、村の赤土問題の評価や判断へ積極的にかかわるのは、当然だと思う」という1項目を設置した。以下、他のアクターの正当性についても、それぞれ「漁業の方々が」、「それ以外の業種にたずさわる村民の方々が」、および「役場の

職員の方々が」と記載したうえで、同様な項目によって測定をおこなった。

選択的管理者属性 各アクターがコモンズの管理者に望む選択的管理者属性について、「村の内外を問わず、専門の知識や技術を持つ人々で赤土問題を評価・判断するのが正しい」、「村の赤土問題は、発生源や被害を受ける人々など、当事者で評価・判断するのが正しい」、および「地元の赤土問題は、発生源や被害に関係なく、広く村民で評価・判断するのが正しい」という3項目で、それぞれ専門性・当事者性および地域性を測定した。

以上の項目は、すべて「全くそう思わない」（1点）から「非常にそう思う」（5点）の5段階尺度であった。

結 果

データチェック

最終データとした農業従業者（57名）・漁業従業者（45名）・一般従業者（171名）の間で、男女比には有意差があった（ $\chi^2(2)=38.65, p<.001$ ）。一般従業者では男性が45.1%（74名）であったが、漁業従業者では男性が95.4%（41名）を占めた。また、年齢層でも有意差があった（ $\chi^2(4)=15.71, p<.01$ ）。農業従業者では60～70代が42.1%（24名）を占める一方、漁業従業者と一般従業者でこの割合がそれぞれ16.3%（7名）、21.1%（36名）であった。以後、分析において男女比と年齢層の差異は無視した。

「漁業でも農業でもその他の業種でも、村の人はみんなイノーから恩恵や利益を得ている」という項目で測定したコモンズの共有性評価に対して、アクターを独立変数とする1要因のANOVAをおこなったところ、アクターの主効果は認められなかった（ $F_{(2, 268)}=1.30, n.s.$ ）。全体の平均値は3.86（ $SD=0.95$ ）で、農業従業者・漁業従業者・一般従業者いずれも中央値（3.0）を上回る共有性評価をおこなっており、3群ともイノーを地域社会の住民全体に利益をもたらすコモンズと見ていることが示唆された。また、「このまま赤土流出が続くと、村全体の経済に深刻な影響をもたらされるだろう」という項目で測定した危機認知でも、同様な1要因ANOVAの結果、アクターの主効果は有意ではなかった（ $F_{(2, 269)}=0.69, n.s.$ ）。危機認知の平均値は4.16（ $SD=0.87$ ）で、農業従業者・漁業従業者・一般従業者いずれも赤土流出が将来的に地域社会へもたらす不利益を深刻に評価していた。一方、「宜野座村の海に、愛着をもっている」という項目で測定したイノーへの愛着に関しては、アクターの主効果が認められた（ $F_{(2, 265)}=3.66, p<.05$ ）。多重比較（Tukey法、以下同様）の結果では、漁業従業者と一般従業者との間で有意な差異が見られた。ただし、農業従業者・漁業従業者・一般従業者は、いずれも愛着に関する回答値が4.0を超えており（それぞれ、 $M=$

Table 1 Evaluation of the legitimacy of actors to be concerned with the red clay flow problem

	Legitimacy of farmers	Legitimacy of fishermen	Legitimacy of other workers	Legitimacy of civil servants
Farmers (N=57)	4.51(0.73)	4.32(0.81)	4.25(0.83)	4.32(0.88)
Fishermen (N=45)	4.73(0.59) ^a	4.69(0.63) ^{ab}	4.29(0.87) ^{bc}	4.18(0.89) ^c
Other workers (N=171)	4.56(0.66) ^a	4.44(0.67) ^{ab}	4.21(0.72) ^c	4.37(0.72) ^{bc}

Items for legitimacy; It is natural for farmers (or fishermen, other workers, civil servants) to devote positively themselves to the evaluation and decision on red clay flow problem.

Note; Multiple comparisons by Tukey method indicated significant differences among different alphabet letters.

Table 2 Evaluation of the favorite traits of managers in the red clay flow problem

	Expertise for legitimacy	Partyship for legitimacy	Locality for legitimacy
Farmers (N=57)	3.07(1.32) ^a	4.05(0.86) ^b	4.04(0.96) ^b
Fishermen (N=45)	3.44(1.24)	3.38(1.07)	3.71(1.04)
Other workers (N=171)	3.31(1.10) ^a	3.90(0.94) ^b	3.71(0.91) ^b

An item for expertise; It is adequate for experts to evaluate and decide what to do on the red clay flow problem, regardless of the residency of village.

Partyship; It is adequate for parties that have given or received damages of the red clay flow problem to evaluate and decide what to do on the problem.

Locality; It is adequate for general villagers to evaluate and decide what to do on the red clay flow problem, regardless of having given and received damages of the problem.

Note; Multiple comparisons by Tukey method indicated significant differences among different alphabet letters.

4.43; $M=4.66$; $M=4.30$), 3者ともにイノーへの愛着は高いと判断できる。

以上より、本研究で焦点をあてた三つのアクターはいずれもイノーを地域社会の人々全体にかかわるコモنزにとらえ、赤土流出問題を等しく深刻に考え、全般的にイノーへの愛着も高いことが明らかになった。

各アクターの正当性評価

農業従事者・漁業従事者・一般従事者による正当性の相互評価と、行政職員の正当性に対する評価を、Table 1に示す。アクター(3)×正当性評価(4)のANOVAをおこなった結果、正当性評価の主効果と2要因の交互作用が有意となった(それぞれ、 $F_{(3, 803)}=18.55$, $p<.001$; $F_{(6, 803)}=2.47$, $p<.05$)。アクターの主効果は有意ではなかった($F_{(2, 270)}=0.67$, *n.s.*)。

下位検定の結果は以下のとおりである。まずアクターの単純主効果は、漁業従事者への正当性においてのみ認められた($F_{(2, 270)}=3.74$, $p<.05$)。多重比較によって三つのアクター間での漁業従事者への正当性を検討したと

ころ、漁業従事者($M=4.69$)と農業従事者($M=4.32$)との間でのみ、有意差が認められた($p<.05$)。その一方、正当性評価の単純主効果は、農業従事者においては有意とならなかったが、漁業従事者と一般従事者では有意であった(前者は $F_{(6, 803)}=6.05$, $p<.001$; 後者は $F_{(6, 803)}=7.72$, $p<.001$)。漁業従事者では、一般従事者および行政職員への正当性評価よりも、農業従事者への正当性評価が有意に高かった(それぞれ、 $M=4.29$; $M=4.18$; $M=4.73$)。この傾向は一般従事者でも同様であり、一般従事者と行政職員への正当性評価と比較して、農業従事者への正当性評価は有意に高かった(それぞれ、 $M=4.21$; $M=4.37$; $M=4.56$)。

選択的管理者属性

農業従事者・漁業従事者・一般従事者による選択的管理者属性の評価を、Table 2に示す。アクター(3)×管理者属性(3)のANOVAでは、管理者属性の主効果と2要因の交互作用が有意と認められたが、アクターの主効果は有意ではなかった(それぞれ、 $F_{(2, 527)}=29.74$, $p<$

.001; $F_{(4, 527)}=5.29, p<.001$; $F_{(2, 265)}=1.14, n.s.$ 。

下位検定の結果は以下のようになった。アクターの単純主効果が有意となったのは、当事者性のみであり ($F_{(2, 265)}=7.09, p<.01$)、多重比較の結果、当事者性の評価は漁業従事者よりも、農業従事者および一般従事者において有意に高かった (それぞれ、 $M=3.38$; $M=4.05$; $M=3.90$)。また管理者属性の単純主効果は、農業従事者と一般従事者において有意となった (前者は $F_{(4, 527)}=15.36, p<.001$; $F_{(4, 527)}=15.39, p<.001$)。農業従事者では、専門性よりも当事者性および地域性が有意に高かった (それぞれ、 $M=3.07$; $M=4.05$; $M=4.04$)。これと同様な傾向は一般従事者でも見られ、ここでも専門性に比較して当事者性および地域性が有意に高かった (それぞれ、 $M=3.31$; $M=3.90$; $M=3.71$)。

正当性評価の規定因

選択的管理者属性が、農業従事者・漁業従事者・一般従事者および行政職員への正当性評価に及ぼす影響を検討するため、重回帰分析を実施した。分析にあたっては、

農業従事者・漁業従事者・一般従事者の三つのアクターごとに、上記の4種のアクターに対する正当性評価それぞれに三つの選択的管理者属性を説明変数とした。有意な説明変数の検証をより厳密におこなうため、あらかじめステップワイズ法で有意な効果を示した変数を抽出した後、あらためてそれらの変数による一括投入法で標準偏回帰係数と重決定係数を算出した。Table 3は、一括投入後の重回帰分析の結果である。

農業従事者においては、以下の結果が得られた。まず、農業従事者自身が赤土流出問題の評価や判断へ参入する正当性評価には、当事者性と地域性という二つの選択的管理者属性が有意な影響を及ぼしていた。同様に、漁業従事者への正当性評価にも、当事者性と地域性からの影響が認められた。しかし、一般従事者への正当性評価には地域性が影響を及ぼすのみであった。行政職員への正当性評価では、専門性のみが有意な規定因になった。

次に、漁業従事者においては、各アクターへの正当性評価に対して有意な規定因となる選択的管理者属性はほ

Table 3 Results of regression analysis for each actor

Farmers				
	Legitimacy of farmers	Legitimacy of fishermen	Legitimacy of other workers	Legitimacy of civil servants
Expertise for legitimacy	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	0.46***
Partysip for legitimacy	0.26*	0.32*	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>
Locality for legitimacy	0.55***	0.29*	0.29*	<i>n.s.</i>
R^2	0.37***	0.17**	0.07*	0.20***
Fishermen				
	Legitimacy of farmers	Legitimacy of fishermen	Legitimacy of other workers	Legitimacy of civil servants
Expertise for legitimacy	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>
Partysip for legitimacy	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>
Locality for legitimacy	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	0.57***	<i>n.s.</i>
R^2	—	—	0.31***	—
Other workers				
	Legitimacy of farmers	Legitimacy of fishermen	Legitimacy of other workers	Legitimacy of civil servants
Expertise for legitimacy	<i>n.s.</i>	0.20*	0.23**	0.21**
Partysip for legitimacy	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>
Locality for legitimacy	<i>n.s.</i>	<i>n.s.</i>	0.22**	<i>n.s.</i>
R^2	—	0.04**	0.11***	0.04**

Note; β coefficients and multiple regression coefficients
* $p<.05$, ** $p<.01$, *** $p<.001$

とんど見られなかった。わずかに、一般従事者への正当性評価に関して、地域性による影響が有意になったのみであった。

最後に、一般従事者においては、農業従事者への正当性評価に有意な影響を及ぼす選択的管理者属性は認められなかった。漁業従事者への正当性評価には専門性のみが影響を及ぼしていた。一般従事者自身への正当性評価に対しては、専門性と地域性が有意な規定因と認められた。行政職員への正当性評価には、専門性からの影響のみが有意となった。

考 察

農業従事者は、農業従事者・漁業従事者・一般従事者および行政が赤土流出問題に関与する権利の正当性を、一律的に評価していた。これに対して漁業従事者と一般従事者では、行政および一般従事者の正当性よりも、農業従事者と漁業従事者の正当性が高い傾向があった。少なくとも漁業従事者と一般従事者は、赤土流出問題への対策を行政に委託するよりも、問題への関与が深い農業従事者と漁業従事者に任せるべきと認知していることが示唆される。行政の一元的管理に代わって、コモنزにかかわる人々が直接管理をおこなう権利の正当性をより高く認知している点で、漁業従事者と一般従事者には、コモنزの共同統治すなわち社会的ガバナンス（神野，2004）への希求が生じていると考えられる。

行政の正当性が漁業従事者や農業従事者の正当性よりも低かった原因について、選択的管理者属性に関する分析より、以下のように解釈した。赤土流出問題の管理者に望む選択的管理者属性に関して、漁業従事者では明確な結果が得られなかったものの、農業従事者と一般従事者は、専門性よりも当事者性と地域性を求めている。すなわち農業従事者と一般従事者は、専門的な知識や技術をもつアクターではなく、問題へ深く関与するアクター、あるいは地域社会というカテゴリーを共有するアクターを、管理者として望む傾向があった。行政には赤土流出問題に関する専門知識や技術があると期待できるが、その反面、農業従事者と漁業従事者に比べ、問題との直接的なかわりは低いだろう。こうした背景から、専門性ではなく当事者性が求められた今回の場面では、行政の正当性が低下したと考えられる。専門家の介入よりも、赤土流出問題に直接かかわる当事者や、地域社会全体による問題解決への期待が高かったことは、多様な人々による共同的なコモنز管理への希求が、農業従事者と一般従事者の間で高まっていることの反映と見ることもできる。

ただし、このような傾向が漁業従事者においてのみ明確でなかったのはなぜか、そもそも人々が選択的管理者属性として専門性よりも他の属性を求めるのはどのよう

な条件下においてか、これらに対する明確な知見を本研究から得ることはできない。野波・加藤・池内・小杉(2002)および野波・加藤(2009)によれば、コモنزとしての自然財に対する人々の環境配慮行動は、個人で実行可能な個人行動と、他者との協働が不可欠な集団行動に分類され、後者ではコモنزへの愛着が規定因になる。本研究でも、イノーへの愛着は三つのアクターいずれでも高かった。愛着が醸成された場合、コモنزにかかわる当事者や地域社会のメンバーには環境団体や政策策定への参画といった集団行動の意図が高まるのみならず、こうした行動を通じて共同的にコモنزを管理する権利があるという正当性評価が高まる可能性も指摘できる。このような仮定を含め、多様なアクター間での正当性評価に一貫性ないし差異を発生させる条件について、今後の系統的な検証が求められる。

以上のように、正当性の評価と選択的管理者属性に関しては、本研究で取り上げた三つのアクターの間で、一定の共通性が見られた。しかし、正当性の規定因となる選択的管理者属性については、共通点のほかに以下のような相違点もいくつか見いだされた。

まず共通点としては、農業従事者と一般従事者において行政の正当性が専門性から根拠づけられていた。行政が赤土流出問題に関する専門的な知識や技術をもつと期待できることは前述したが、行政へのこうした期待が農業従事者と一般従事者では共通して成立していると推測できる。一方で漁業従事者では、行政の正当性と専門性との関連が認められない。宜野座村の漁業協同組合は数年にわたり村行政へ赤土流出の防止を要請しているが、実際には解決がなされないまま漁業被害が続いていた。この経緯から漁業従事者では行政の専門性に懐疑が生じ、行政の正当性と専門性との関連が低下した可能性がある。

また、一般従事者の正当性に関しては、農業従事者と漁業従事者および一般従事者自身の3者すべてで、地域性が有意な規定因となった。一般従事者は赤土流出問題との関与が低く、'深い関与はないが、さりとて無関係ではない人々'（大沼・中谷内，2003）と位置づけられる。このようなアクターが赤土流出問題の解決に参与する権利に対しては、当事者性にもとづく承認はなされにくいだろう。一般従事者自身のみならず農業従事者および漁業従事者のすべてで当事者性が一般従事者の正当性の規定因にならなかったことから、一般従事者を当事者として認めたいことは三つのアクター共通の認知であることが裏づけられる。逆に、三つのアクターすべてにおいて地域性が一般従事者の正当性の規定因となったことは、一般従事者が地域社会（'地元'）というカテゴリーを農業従事者および漁業従事者と共有する点を、3者が共通して認知していたことを傍証するものである。

地域性に加えて一般従事者は、自己の正当性を専門性

からも基盤づけていた。しかし農業従事者と漁業従事者は、一般従事者の正当性を専門性から根拠づけることはなかった。このように自他の正当性を基盤づける選択的管理者属性がアクター間で異なる現象は、農業従事者および漁業従事者の正当性でも見いだされた。すなわち、農業従事者が自己および漁業従事者の正当性を、いずれも当事者性と地域性から基盤づける一方で、漁業従事者と一般従事者においてはこうした傾向が見られなかったのである。Häikiö (2007) は、公共政策策定への参与をめぐって一般市民が自己の専門性を高く評価する一方、行政職員は彼らの専門性を低く見なすと報告している。本研究の結果はこれと同様、あるアクターが正当性の根拠とする専門性・当事者性・地域性などの要因が、別のアクターからは根拠と評価されないという事態の発生を示唆している。すなわち、専門家・当事者・地域住民といったカテゴリーへ誰を位置づけるかで、アクター間に相違のあることが示された。

自他の正当性を基盤づける主要な選択的管理者属性がアクター間で異なる原因について、本研究の知見のもとに現時点で理論的な言及をおこなうことは困難である。しかし、コモন্ズの管理をめぐってこのような事態の発見と解決が重要であることは、たとえば新石垣島空港の事例から示すことができる(熊本, 1999; 家中, 2001)。空港の海上建設には石垣島白保地域のイノアの埋め立てが必要だったが、沖縄県および石垣市の行政は、イノアを実際に利用する白保地域の住民ではなく、沖合漁業が主であり沿岸のイノアをほとんど利用しない八重山漁業協同組合を、埋め立てにかかわる当事者と位置づけた。また、公共工事の行政手続き上で重視される「地元の同意」に際して、行政はその「地元」を、白保地域の住民ではなく石垣市全体の市民と市議会であるとした。熊本(1999)および家中(2001)には、行政が意図的にこうした見解をとったとの観点が散見される。しかし本研究が示したように、コモন্ズ管理に参与する各アクターの相互の位置づけは、おのおのの正当性を主観的に根拠づける選択的管理者属性に応じて、アクターごとに異なっていた。つまり本研究の知見は、アクター間での相互の位置づけをめぐる相違が、熊本(1999)や家中(2001)が指摘する行政の意図とは無関係に発生する可能性を示唆している。

コモন্ズの管理や利用をめぐって個々のアクターの位置づけが不明確になりやすいのは、コモন্ズの共有性ゆえに、管理者や利用者を定める基準が曖昧になりやすいためである。特定の所有者が存在する私有財の場合、法規的あるいは社会的に財の所有者として承認されたアクターへ、その財の管理や利用をおこなう権利が付与される。しかし、海・川・森などの自然財をはじめとするコモন্ズは所有者が特定されない場合が多く、そのために

管理者や利用者も明確に定義できないこととなる。法規的または社会的な制度によって担保されたアクターの正当性を制度的正当性 (institutional legitimacy) と呼べるのに対して、こうした制度的な裏づけをもち、専門性・当事者性・地域性など当該アクターへの主観的評価を基盤とした正当性は、Hornsey *et al.* (2003) に沿って認知的正当性 (perceived legitimacy) と呼ぶことができる。制度的正当性の場合、人々は一律的に法規的ないし社会的担保にもとづいて当該アクターの正当性を承認しなければならず、正当性をめぐってのアクター間の合意は自動的に形成される。しかし認知的正当性には、人々の評価を取束させる法規的制度のような強制力をもたない根拠が乏しい。所有者の定義が曖昧になりやすいコモন্ズの管理をめぐっては、アクターの正当性の多くが認知的正当性に依拠するため、誰が正当な管理者かといった合意形成が困難になりやすいのである。

したがって、コモন্ズの適正管理をめぐるガバナンスでは、個々のアクターが自他の正当性をどんな選択的管理者属性から根拠づけるか、それらの根拠はアクター間で一致するかといった、認知的正当性に関する検証がまず重要になる。このような場面で、社会心理学的な研究による寄与は大きい。本研究はその端緒であり、まず社会心理学における理論的な面では、制度的正当性と認知的正当性ととの区別、ならびに認知的正当性の規定因の提起を通じて、資源配分を他者が統制する権利 (power) への人々の受容ないし拒絶の意思決定過程の解明に貢献する (Rodríguez-Bailón, Moya, & Yzerbyt, 2000)。また社会的には、前述のように認知的正当性に関する知見の提供を通じて、多様なアクター間での正当性に関する相互理解を促し、社会的ガバナンスの進展に寄与する可能性を指摘できる。

本研究では、社会心理学および環境社会学における正当性の知見と定義を援用しつつ、コモন্ズ・ジレンマにおける多様なアクター間の相互の正当性とその規定因を検討した。正当性に関する研究はこれらの分野で本格的に開始されて間もなく、したがって本研究の試みも理論・調査・実験のあらゆる面で今後の実証の蓄積が求められる。さらに本研究の知見そのものにも、以下の2点から、重大な限界点を指摘せざるを得ない。

第一は、正当性に関する項目の内部妥当性の問題である。本研究では正当性の尺度として、「農業の方々が、村の赤土問題の評価や判断へ積極的にかわるの、当然だと思う」という単項目がアクターごとに設定された。この文面には、農業従事者が赤土流出問題にかかわる義務があるといった、正当性の本来の定義とは異なる意味が内包された可能性もある。正当性の評価尺度としては本来、「赤土問題の評価や判断へ参加する権利を持つ」などの内容が望ましい。しかし、本研究の調査対象地は

住民間のネットワークが緊密な村落地域であったため、倫理的問題への配慮から関係者との事前討議をおこない、その結果権利や権限といった語句はひかえるべきとの判断がなされた。また、正当性を含めて本研究で検討を加えた変数は、すべて単項目であった。本研究では、複数のアクターに対する認知を比較する目的から、対象のアクターごとに同一項目を設置する必要があった。このため全体の項目量が増大し、個々の変数そのものは単項目とせざるを得なかったのである。以上の点より、本研究における諸変数の内部妥当性と尺度の信頼性は、高いとは言えない。今後は尺度を改善し、commons管理をめぐってアクター間で認知的正当性の相互評価が問われる事態の分析例を蓄積したい。多様なフィールドにおける実証的な分析例の蓄積は、認知的正当性の評価とその規定因としての選択的管理者属性に関する一般の知見、それに関する理論的展望の導出を可能にするだろう。

第二は、Table 3 に示した重決定係数が低いことである。本研究で取り上げた3種の選択的管理者属性は、正当性の規定因として説明率が1割前後に終わったケースや、3種すべてが規定因とならないケースが多かった。正当性の規定因としてはこれらのほか、ひとつの要因として信頼(山岸, 1998)が挙げられる。大沼・中谷内(2003)は、行政が公共事業の決定メンバーに入るべきとの評価と、行政への信頼との間に正の相関を見だし、正当性が信頼から規定されることを示唆している。信頼とは、自己の利害にかかわる決定を相手にゆだねる委任(confidence)だが(中谷内ほか, 印刷中)、それに対して正当性は自己の利害を決定する権利を相手に認める承認(approval)であり、二つは概念的に区別されるべきである。構造的に対等な2者間においては、委任できる相手は利益の配分者としても承認できるといように、信頼と正当性は因果関係的に連動するだろう。しかし構造的格差のために対等でない2者間では、委任できない相手に対して利益配分の権利を承認しなければならない場合があり、信頼と正当性は独立に作動すると考えられる。信頼と正当性との分離と因果関係に関する系統的な検討は、今後の重要課題である。

自己の利害にかかわる決定をおこなう権利を誰にどのような根拠から承認するかという正当性は、本研究で焦点をあてたcommons管理のほか、公共政策や集団方略の決定、あるいは個人間での資源配分の決定といった場面まで、幅広い社会的状況に関連をもつ概念である。本研究の知見をさらに展開させ、法学や環境社会学の分野と連動しつつ、制度的正当性および認知的正当性とその規定因、ならびにそれぞれが集団間の合意形成に及ぼす影響について、多様な社会的場面での実証的研究を蓄積することが求められる。

引用文献

- 赤嶺 淳 (2006). 当事者はだれか?: ナマコから考える資源管理 宮内泰介(編著) コモンズをささえるしくみ: レジティマシーの環境社会学 新曜社 pp. 173-196.
- 船橋晴俊 (1998). 環境問題の未来と社会的変動: 社会の自己破壊性と自己組織性 船橋晴俊・飯島伸子(編) 講座社会学 12: 環境東京大学出版会 pp. 191-224.
- Häikiö, L. (2007). Expertise, representation and the common good: Grounds for legitimacy in the urban governance network. *Urban Studies*, 44, 2147-2162.
- Hornsey, M., Spears, S., Cremers, I., & Hogg, A. M. (2003). Relations between high and low power groups: The importance of legitimacy. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 29, 216-227.
- 細川弘明 (2005). 異文化が問う正統と正当: 先住民の自然観を手がかりに環境正義の地平を広げるための試論 環境社会学研究, 11, 52-69.
- 井上 真 (2001). 自然資源の共同管理制度としてのcommons 井上 真・宮内泰介(編) コモンズの社会学: 森・川・海の資源共同管理を考える 新曜社 pp. 1-28.
- 神野直彦 (2004). ソーシャル・ガバナンス: 新しい分権・市民社会の構図 神野直彦・澤井安勇(編著) ソーシャル・ガバナンス: 新しい分権・市民社会の構図 東洋経済新報社 pp. 1-55.
- Jost, T. J., Burgess, D., & Mosso, O. C. (2001). Conflicts of legitimation among self, group, and system: The integrative potential of system justification theory. In T. Jost & B. Major (Eds.) *The psychology of legitimacy: Emerging perspectives on ideology, justice, and intergroup relations*. Cambridge University Press. pp. 363-388.
- Kelman, C. H. (2001). Reflections of social and psychological processes of legitimation and delegitimation. In T. Jost & B. Major (Eds.) *The psychology of legitimacy: Emerging perspectives on ideology, justice, and intergroup relations*. Cambridge University Press. pp. 54-73.
- 熊本一規 (1999). 海はだれのものか: 白保・夜須・唐津の事例から 秋道智彌(編) 自然はだ

- れのものか：「コモンズの悲劇」を超えて 昭
和堂 pp. 138-161.
- 松田素二 (2005). 土地の正しい所有者は誰か, 知
の政治学を超えて: 東アフリカ・マサイ人の土
地返還要求の事例から 環境社会学研究, **11**,
70-87.
- 宮内泰介 (2006). レジティマシーの社会学へ: コ
モンズにおける承認のしくみ 宮内泰介 (編
著) コモンズをささえるしくみ: レジティマ
シーの環境社会学 新曜社 pp. 1-32.
- 長良川河口せきに反対する市民の会 (1991). 長良
川河口堰 技術と人間社
- 中谷内一也・野波 寛・加藤潤三 (印刷中). 沖
縄赤土流出問題における一般住民と被害者住民
の信頼比較: リスク管理組織への信頼規定因と
政策受容 実験社会心理学研究
- 野波 寛・加藤潤三 (2009). コミュニティ・アイ
デンティティとトポフィリアが環境配慮行動に
及ぼす効果 心理学研究, **80**, 25-32.
- 野波 寛・加藤潤三・池内裕美・小杉考司
(2002). 共有財としての河川に対する環境団体
員と一般住民の集合行為: 個人行動と集団行動
の規定因 社会心理学研究, **17**, 123-135.
- 野波 寛・加藤潤三・中谷内一也 (2008). 共有財
保全をめぐる異種業者間の合意形成: 沖縄本島
での調査研究と合意訓練ゲーム開発 2006-
2007 年度科学研究費補助金 (基盤研究 C) 研
究成果報告書 (課題番号 18530498)
- 沖縄県企画部 (2007). 100 の指標からみた沖縄県
のすがた 沖縄県統計協会
- 大見謝辰男 (1997). 赤土汚染 池原貞男・加藤祐
三 (編著) 沖縄の自然を知る. 築地書館 pp.
167-183.
- 大沼 進・中谷内一也 (2003). 環境政策における
合意形成過程での市民参加の位置づけ: 千歳川
放水路計画の事例調査 社会心理学研究, **19**,
18-29.
- Rodríguez-Bailón, R., Moya, M., & Yzerbyt, V.
(2000). Why do superiors attend to nega-
tive stereotypic information about their sub-
ordinates? Effects of power legitimacy on
social perception. *European journal of social
psychology*, **30**, 651-671.
- Stewart, M., Carmichael, L., & Sweeting, D.
(2004). Participation, leadership, and urban
sustainability. *PLUS final research report*.
(www.plus-euro.org/researchfindings.htm).
- 山岸俊男 (1998). 信頼の構造 東京大学出版会
- 家中 茂 (1998). 沖縄における土地改良事業にと
もなう赤土流出: 石垣島宮良川土地改良事業を
事例に 環境社会学研究, **4**, 235-242.
- 家中 茂 (2001). 石垣島白保のイノー: 新石垣島
空港建設計画をめぐる 井上 真・宮内泰介
(編) コモンズの社会学: 森・川・海の資源共
同管理を考える 新曜社 pp. 120-141.
- 矢野晋吾 (2006). 漁業権の正統性とその変化: コ
モンズの管理としての漁撈 宮内泰介 (編著)
コモンズをささえるしくみ: レジティマシーの
環境社会学 新曜社 pp. 33-54.
- Zelditch, C. H. (2001). Theories of legitimacy.
In T. Jost & B. Major (Eds.) *The psychology
of legitimacy: Emerging perspectives on ideolo-
gy, justice, and intergroup relations*. Cam-
bridge University Press. pp. 33-53.
- (2008年8月21日受稿, 2009年5月11日掲載決定)